**令和８年（フ）第１５２号**
鹿児島県志布志市有明町野井倉8395番地２、前住所宮崎県都城市蓑原町2409番地８
債務者　久木迫　博司
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二石　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第１３２号**
山口県宇部市東小羽山町３丁目５番１号
債務者　冨田宗一郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

**令和８年（フ）第２２９号**
長野県木曽郡木曽町新開1516番地
債務者　中島　俊博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　威明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（フ）第２８８号**
岐阜市粟野西１丁目188番地
債務者　笠井　　拓
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第２３２号**
愛知県岡崎市矢作町字羽城12番地７
債務者　福山　　慧
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋吉　一秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５３４号**
愛知県豊田市大林町16丁目16番地５　エコルデバリス203号
債務者　立花　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第７６号**
北海道北見市北斗町３丁目１番25号　プレステイジ105号
債務者　安藤　健人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第１７８８号**
札幌市北区篠路８条７丁目４番20―114号
債務者　鏈政　信昭
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８２７号**
札幌市北区北23条西７丁目２番１号　ジャスミン23―101号
債務者　長南　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８６４号**
札幌市中央区南９条西13丁目２番２―402号
債務者　笠原　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８６５号**
札幌市中央区南９条西13丁目２番２―402号
債務者　笠原　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８９２号**
札幌市清田区平岡４条３丁目５番８号
債務者　山川　訓史
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１９２７号**
札幌市中央区北６条西20丁目１番30―503号
債務者　桂木　晴香（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２００９号**
札幌市北区北34条西10丁目１番５号　アクイール麻生207号
債務者　倉俣　梨久
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０４２号**
札幌市北区麻生町１丁目５番９号　シェーンブルン麻生Ｂ棟103号
債務者　高橋美穂子（旧姓髙橋、小野、漆原）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０６３号**
札幌市中央区南13条西６丁目５番１―502号
債務者　小原　楓菜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０９８号**
札幌市白石区南郷通１丁目南９番16―301号
債務者　田村比佐恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部